

令和 5 年（ワ）第 17364 号、令和 5 年（行ウ）第 299 号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原 告 能條桃子他 5 名

被 告 国

証拠申出書

2025 年 1 月 20 日

東京地方裁判所民事第 2 部 御中

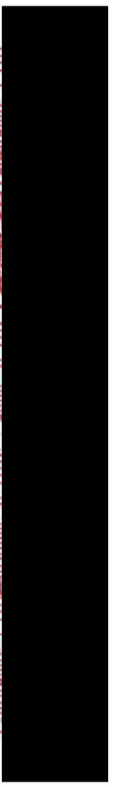
原告代理人弁護士 戸 田 善 恭

同 井 桁 大 介

同 谷 口 太 規

同 亀 石 倫 子

同 西 愛 礼



原告は、以下のとおり、証拠の申出をする。

第1 証人尋問の申出

1 齋藤宙治（同行、原告側尋問 60 分）

(1) 立証の趣旨

本件各規定の年齢設定に合理性は認められないこと

(2) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

(3) 尋問の必要性

齋藤准教授は、被選挙権年齢に関する二つの実証実験（甲 B51：立候補年齢（被選挙権年齢）に関する国民の意識について）を実施し、その結果から以下の点を導き出した。第一に、「好ましい議員の特性」に関する意識調査（実験 1）では、議会の種類を問わず、人々は高齢の候補者や年齢以外の要素で特徴づけられる候補者よりも、現在の法定年齢に満たない若年の候補者を支持する傾向が強いことが確認された。特に、高齢の候補者等と比べて、10 代の候補者がより高い支持を得ていることが明らかになった。第二に、「被選挙権年齢引き下げ」に関する意識調査（実験 2）では、議会の種類や人々の年齢・属性、前提知識の有無にかかわらず、現行の被選挙権年齢を支持する人は少なく、これを引き下げる意見が幅広く支持されていることが確認された。本訴では、本件各規定の年齢設定が「社会経験に基づく思慮と分別に着目」した合理的なものであるとする被告の主張の当否が争点の一つとなっている。齋藤准教授が実施した実証実験の結果は、係る争点との関係において、本件各規定に合理性がないことを立証するための重要な証拠といえる。

齋藤准教授は法と社会に関する実証研究を専門とする。上記実証実験は、

その豊富な専門知識と研究経験に基づき実施された高度な専門性に裏付けられている。同実証実験は専門調査会社と連携して回収された 3500 を超える質問票調査のデータを基にし、コンジョイント分析をはじめとする従来マーケティングや政治学分野で発展してきた高度に専門的な分析手法が用いられている。同実証実験は、齋藤准教授自身が実施したものであり、高度な計量的分析手法や法社会学の専門知識に基づいて行われたものである。これらは法解釈学とは異なるアプローチを必要とする専門的な知見に裏付けられている。尋問を通じて齋藤准教授から直接説明を受けることで、齋藤意見書の内容や同意見書に基づく原告の主張を一層深く理解することが可能となる。

齋藤准教授が実施した実証実験は、25 歳以下の若年層と議員適性に関する国民の認識を調査した点で新規性を有している。その結果は、先行研究や類似の調査研究とは一線を画しており、調査結果の位置づけや、調査手法の正当性、分析の背景について詳しく説明を受けることが、調査の全体像を正確に理解する上で不可欠である。これらを裁判所が正確に把握して適切な判断を下すためには、齋藤准教授本人に対する尋問の実施は必要不可欠である。

2 新井誠（同行、原告側尋問 60 分）

(1) 立証の趣旨

- ①原告らの被選挙権は憲法等に基づき保障されていること
- ②被選挙権制限について国の自由裁量は認められないこと
- ③憲法適合性判断枠組みは平成 17 年最大判基準又はこれに準ずる厳格な判断枠組みが採用されるべきであること
- ④本件各規定の年齢設定に合理性は認められないこと

(2) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

(3) 尋問の必要性

新井教授は、意見書（甲 B48：年齢による被選挙権制限（特に地方選挙）の憲法問題）において、①国民主権論や治者と被治者の自同性原理に関する憲法解釈を踏まえると選挙権年齢と被選挙権年齢は原則として一致が求められること、②被選挙権年齢の設定は立法府の自由裁量でないこと、③本訴における憲法適合性判断は厳格に行われるべきであること、④本件各規定が“今日”において違憲の疑いが高いこと、⑤町村総会における政治参加年齢との比較から見た本件各規定の不合理性等について、専門家意見を述べた。

本訴では、上記①乃至⑤のいずれもが重要な争点となっている。被告は、被告準備書面(3)において、特に、本件各規定の法定年齢に満たない原告らには被選挙権の憲法的保障が及ばないことを前提（上記①）とし、本訴においては広範な立法裁量に基づく緩やかな憲法適合性判断枠組みが採用されるべきであると主張した。また、被告は、町村総会制度との比較に関しても、基礎自治体としての町村と市の機能的違いや、住民の負託を受けた議会と町村総会の職責の違い等を理由に本件各規定が不合理であるとはいえない（上記⑤）と強調している。

新井教授に対する尋問結果は、係る争点との関係において、被告の主張にいずれも理由がないことを立証するための重要な証拠となる。新井教授は、憲法学、とりわけ参政権や選挙制度に関する分野の専門家であり、司法試験考査委員（憲法）を務めるほか、2024年4月19日には参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会に参考人として招聘されるなどの実績も有している。本訴で特に重要な争点となっている、被選挙権の憲法上の根拠を巡る判例学説の状況を踏まえた理論的説明や、町村総会制度における政治参加年齢の市町村議会への適用に関する議論については、新井教授の意見書を基にした尋問を通じて、より具体的かつ明確に解明することができる。したがって、新井教授に対する尋問は本訴において不可欠である。

第2 原告本人尋問の申出

1 本人の表示

- (1) 能條桃子 (同行、原告側尋問 40 分)

- (2) 久保遼 (同行、原告側尋問 40 分)

- (3) 中村涼夏 (同行、原告側尋問 40 分)

- (4) 中村涼香（同行、原告側尋問 40 分）

- (5) Chico (同行、原告側尋問 40 分)

- (6) 吉住海斗 (同行、原告側尋問 40 分)

2 立証の趣旨

- ①本件各規定の年齢設定に合理性は認められないこと

- ## ②損害

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

4 尋問の必要性

日本国憲法の採用した違憲審査制度は、個別具体的な事件を前提とする付随審査制であり、本訴訟もまた原告一人一人の具体的権利侵害の救済を求めるものである。本訴では専門家意見書や各種陳述書をはじめ様々な文献や資料を証拠として提出しているが、それらだけでは十分ではなく原告ら本人の当事者尋問が不可欠である。本訴の争点との関係で原告らに対する尋問が特に必要な点

は次のとおりである。

第一に、本件各規定の合理性である。本訴では、前述のとおり本件各規定の年齢設定が「社会経験に基づく思慮と分別に着目」した合理的なものであるか否かが争点となっている。「思慮と分別」とは評価を含む概念である。原告らがこれまでに経験してきた社会経験をどのように消化し、この経験を基に公職に従事するだけの「思慮と分別」を備えているかを確認するためには、陳述書を読むだけでは十分でなく、正に尋問を通じて、原告本人の言動を直接確認することが不可欠である。

第二に、原告らの損害である。本訴において、原告らは、本件各規定の存在により憲法上保障された被選挙権を侵害され、その結果被った精神的損害に対する損害賠償を求めている。立候補できないことで原告ら若者が直面する苦難や、それによる被選挙権、さらにはその根源にある国民主権の侵害に伴う損害の実質を正確に理解するには、本人の言葉で直接聞きとることが不可欠である。原告らの話を聞かずに損害の有無や程度を判断することは不可能であり、そのためにも本人の尋問を行うことが不可欠である。

尋問事項（証人 齋藤宙治）

1. 実験 1 及び実験 2 の客観性
2. 実験 1 の目的・概要
3. 異なる年齢（19 歳、23 歳、25 歳、30 歳、42 歳、57 歳、66 歳、79 歳）の候補者に対する人々の選好
4. 候補者の選好に及ぼす年齢以外の要素及び当該各要素と候補者の年齢に基づく選好の関係
5. 議会の種類（衆議院、参議院、市区町村議会）と候補者の年齢に基づく選好の関係
6. 全年代を対象とした調査結果と 20 代以下を対象とした調査結果の異同
7. 現行の立候補年齢に対する国民の認識
8. 18 歳の立候補者に対する国民の認識
9. 実験 2 の目的・概要
10. 議会の種類（衆議院、参議院、市区町村議会）に応じた回答結果
11. 全年代を対象とした調査結果と 20 代以下を対象とした調査結果の異同
12. 被選挙権に関する情報教示を行った場合の回答結果
13. 立候補年齢を引き下げることに対する国民の認識
14. 本件各規定に合理性は認められないこと
15. その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（証人 新井誠）

1. 国民主権論（主権の権力的契機・正当性の契機）や治者と被治者の自同性原理等の憲法理論と、選挙権年齢・被選挙権年齢の関係
2. 被選挙権制限と立法裁量の関係
3. 本訴における憲法適合性判断枠組み
4. 選挙権年齢との関係における現行法定年齢の合理性
5. 町村総会の憲法及び地方自治法上の位置づけ
6. 町村総会と市町村議会における政治参加年齢の異同
7. 町村総会と市町村議会の職責の相違
8. 町村総会の政治参加年齢を踏まえた市議会における被選挙権年齢
9. 町村総会制度との関係における、公職選挙法 10 条 1 項 5 号の憲法 15 条 1 項及び同 92・93 条の手段適合性（合理性）
10. 町村総会制度との関係における、公職選挙法 10 条 1 項 5 号の憲法 14 条 1 項及び 44 条の手段適合性（合理性）
11. その他本件に関する一切の事項

尋問事項（本人 能條桃子）

1. 公職に就くためにこれまで積み重ねてきた社会経験の内容
2. 当該社会経験から得られた知識・経験・教訓等
3. 本件統一地方選挙に立候補した経緯
4. 本件統一地方選挙で立候補ができなかったことにより生じた精神的苦痛の内容
5. その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（本人 久保遼）

1. 公職に就くためにこれまで積み重ねてきた社会経験の内容
2. 当該社会経験から得られた知識・経験・教訓等
3. 本件統一地方選挙に立候補した経緯
4. 本件統一地方選挙で立候補ができなかったことにより生じた精神的苦痛の内容
5. その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（本人 中村涼夏）

1. 公職に就くためにこれまで積み重ねてきた社会経験の内容
2. 当該社会経験から得られた知識・経験・教訓等
3. 本件統一地方選挙に立候補した経緯
4. 本件統一地方選挙で立候補ができなかったことにより生じた精神的苦痛の内容
5. その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（本人 中村涼香）

1. 公職に就くためにこれまで積み重ねてきた社会経験の内容
2. 当該社会経験から得られた知識・経験・教訓等
3. 本件統一地方選挙に立候補した経緯
4. 本件統一地方選挙で立候補ができなかったことにより生じた精神的苦痛の内容
5. その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（本人Chico ）

1. 公職に就くためにこれまで積み重ねてきた社会経験の内容
2. 当該社会経験から得られた知識・経験・教訓等
3. 本件統一地方選挙に立候補した経緯
4. 本件統一地方選挙で立候補ができなかったことにより生じた精神的苦痛の内容
5. その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（本人 吉住海斗）

1. 公職に就くためにこれまで積み重ねてきた社会経験の内容
2. 当該社会経験から得られた知識・経験・教訓等
3. 本件統一地方選挙に立候補した経緯
4. 本件統一地方選挙で立候補ができなかったことにより生じた精神的苦痛の内容
5. その他、本件に関する一切の事項